

# 規約

## 前文

私達は、音楽を愛好し、仲間とともに楽器を奏し、アンサンブルを愉しもうとする者である。

私達は、技量の程度にかかわらず、音楽への情熱を持ち、主体的に楽器を奏しようとする、すべての者を応援する。よって、私達の仲間に加わろうとする者に、一切のオーディション行為を課さない。

私達は、演奏を通じて音楽に親しむため、ともに励まし合い、切磋琢磨する。音楽的成熟度や技量程度はその者特有の個性であり、個性を尊重し合う私達にとって、未成熟は伸びしろであり、弾けないことは罪ではない。

私達は、集団として活動するにあたり、過度に負荷を強いることをせず、過度に甘えることもない。集団の一員としての自覚を持ち、集団内での調和を図ることを理念に掲げ、ここに自主運営による弦楽合奏団を結成する。

## 第1章 総則

- 第1条(名称) 本団は、アンサンブル・ヴィオ神戸(以下本団)と称し、アルファベット表記を Ensemble vio KOBE とする。
- 第2条(所在地) 本団は、所在地を団長の住所とする。
- 第3条(目的) 本団は、前文の理念のもと、その活動を通じて音楽性を高め、親睦を深め、もって各自の音楽活動の充実を図るとともに、音楽による市民の交流と地域の活性化に資することを目的とする。
- 第4条(活動) 本団は、第3条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。  
(1)練習会  
(2)演奏会  
(3)その他必要と認められる活動  
2.本団は、演奏会開催翌月の1日から次の演奏会開催当月の末日までを演奏会期とし、これを区切りとして活動する。

## 第2章 団員

- 第5条(団員) 第3条に定める目的に賛同し、所定の手続きを経た者を団員とする。
- 第6条(権利・義務) 団員は、本団の活動に参加する権利と義務を有する。  
2.団員は、本団の活動に必要な費用を負担する義務を有する。
- 第7条(エキストラ) 第3条に定める目的に賛同し、賛助参加する者をエキストラと称する。  
2.エキストラは、原則として第6条に定める権利・義務を有しない。  
3.賛助謝礼については、推薦事由を鑑み、幹事会において決定する。

- 第8条(入団) 入団を希望する者は、入団を希望した日から原則 2 か月間練習に参加した後、最終意思確認として所定の届出書を提出し、幹事会の承認を受ける。
- 第9条(休団・復団) 休団・復団を希望する者は、所定の届出書を提出し、幹事会の承認を受ける。  
2.休団者は、原則として第6条に定める権利・義務を有しない。  
3.休団期間は、原則として当該演奏会期末までを限りとし、延長を希望する際は、所定の届出書を提出し、幹事会の承認を受ける。
- 第10条(退団) 退団を希望する者は、所定の届出書を提出し、幹事会の承認を受ける。  
2.前項の手続きを経ずとも、幹事会の決定により、退団とみなすことがある。
- 第11条(除名) 本団の秩序を著しく乱す行為、または本団の信用を失墜する行為を認められる団員は、総会の議決により、本団から除名されることがある。

### 第3章 機関

- 第12条(局・幹事) 第3条に定める目的を達成するため、本団に次の運営局および幹事を置く。  
(1)統括局 : 統括局長(団長)、インスペクター(副団長)  
(2)音楽局 : 音楽局長(団内指揮者)、コンサートマスター  
(3)事務局 : 事務局長(マネージャー)、会計、  
演奏会実行委員長、演奏会実行副委員長  
2.幹事は、定例総会で互選により選出し、演奏会期を任期とし、期中の改選は幹事会に委任する。  
3.幹事の兼務および再選は、これを妨げない。
- 第13条(係) 第3条に定める目的を達成するため、第12条に定める運営局に次の係を置く。  
(1)音楽局 : パートトップ、楽譜  
(2)事務局 : パートリーダー、会場、WEB、広報、レクリエーション、  
演奏会実行委員  
2.係は、幹事会で選出し、演奏会期を任期とし、期中の改選は幹事会に委任する。  
3.係の兼務および再選は、これを妨げない。  
4.幹事会は、必要に応じて係を増設し、選任する。

### 第4章 意思決定

- 第14条(意思決定) 本団の意思決定機関として、総会と幹事会を設ける。  
2.総会の議決は、幹事会の決定に優先する。
- 第15条(総会) 総会は、全団員をもって構成し、団長が1週間前までに招集し、開催する。  
2.総会の議決は、委任状を含む団員の過半数をもって決する。  
3.定例総会は、毎演奏会期初に開催する。  
4.臨時総会は、団員の発議を受けて随時開催する。
- 第16条(幹事会) 幹事会は、幹事および有志団員をもって組織し、団員の発議を受けて随時開催する。  
2.幹事会の決定は、出席者の協議により行う。

## 第5章 会計

- 第17条(会計報告) 本団は、活動内容精査のため、定例総会で直近演奏会期の会計報告を行う。  
2. 団員から請求があった際は、随時会計状況を開示する。
- 第18条(会計監査) 会計監査は、総会の承認をもってこれに替える。  
2. 団員から請求があった際は、請求者を含む団員2名以上による臨時監査を行う。
- 第19条(費用負担) 本団の収入として、団員は、団費、演奏会費、その他の費用を負担する。  
2. 団費は、入団翌月分から退団もしくは除名前月分までを納める。  
3. 演奏会費は、幹事会にて決定する。  
4. その他の費用は、必要に応じ、幹事会にて決定する。

## 第6章 改正

- 第20条(改正) 本規約の改正は、幹事会または3分の1以上の団員の発議により審議する。  
2. 改正案は幹事会ならびに有志団員によって作成し、総会において団員の過半数の賛成をもって議決する。

### 附則

本規約は、平成22年6月1日から施行する。

### 附則(機関再編)

この改正規約は、平成24年12月9日から施行する。

### 附則(全面改正)

この改正規約は、平成28年8月1日から施行する。

# 細 則

- 第4条(活動) — (1) a. 定例練習会は、原則毎月2回、神戸市内または阪神地区で開催する。  
 b. 臨時練習会は、定例練習会とは別に、必要に応じ開催する。  
 (2) a. 定期演奏会は、原則5月日曜午後、神戸市内または阪神地区で開催する。  
 b. その他演奏会は、団員発議により総会で承認した際に臨時開催する。  
 c. 演奏曲目は、団員意見を集約し、演奏効果や難易度を勘案し選出する。

第8条(入団) 本団は、明確な定員を定めず、幹事会の提唱する適正人数内で入団を承認する。

- 第12条(幹事) — (1) 統括局は、本団の活動全般に関する統括役を担い、以下2名の幹事を置く。

統括局長(団長)	本団の代表として、本団の活動全般を主催・統括する
インスペクター(副団長)	団長を補佐し、本団の活動全般を推進・統括する

- (2) 音楽局は、本団の音楽演奏に関する推進役を担い、以下2名の幹事を置く。

音楽局長(団内指揮者)	本団の音楽統率者として、演奏活動全般を企図する
コンサートマスター	本団の演奏実践者として、演奏活動全般を推進する

- (3) 事務局は、本団の運営実務に関する執行役を担い、以下4名の幹事を置く。

事務局長(マネージャー)	本団の運営面の統率者として、運営実務全般を司る
会 計	本団の会計面の統率者として、会計実務全般を司る
演奏会実行委員長	本団の演奏会実行責任者として、開催実務全般を司る
演奏会実行副委員長	演奏会実行委員長を補佐し、開催実務全般を推進する

- 第13条(係) — (1) 音楽局に、以下の係を置く。

パートトップ	高弦・中弦・低弦それぞれの音楽演奏面でのリーダー
楽 譜	本団所蔵の楽譜の管理、購入、配布

- (2) 事務局に、以下の係を置く。

パートリーダー	高弦・中弦・低弦それぞれの運営実務面でのリーダー
会 場	練習会、演奏会、その他活動の会場確保
WEB	本団公式ホームページの運営管理、WEB 対応全般
広 報	本団の広報活動全般
レクリエーション	本団のレクリエーション活動の企図、開催実務全般
演奏会実行委員	本団の演奏会実行に関する開催実務全般

- 第19条(費用負担) a. 費用負担について、金額および使途は以下の基準による。

団 費	1,500 円/月	会場費、譜面手配費など、通常活動費に充当
演奏会費	幹事会決定による	会場費、賛助謝礼など、演奏会開催費に充当
その他費用	幹事会決定による	幹事会決定内容に充当

- b. 納入は現金払いとし、月払いもしくは演奏会期を超えない範囲での前納とする。

第20条(改正) 本細則の改正は、団員の発議により、幹事会で審議、採択、施行する。

## 附 則

この細則は、平成28年8月1日から施行する。

平成29年6月20日 第4条(活動) — (1)改訂